

駐車場用地の一時貸付け
制限付一般競争入札実施要領

令和8年1月

尼崎市

下記の駐車場用地について、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）により貸付けを行います。入札に参加される方は、この要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申し込みください。

1 対象物件

物件番号	所在地番	面積(m ²)	指定用途	貸付期間	最低貸付料(年額)
1	尼崎市武庫川町1 丁目42番の一部	1,238.76	時間貸しの平面 路外駐車場	5年 ※	4,356,000円 (税込)
2	尼崎市水明町199 番1の一部	5,392.00	時間貸し等の平 面路外駐車場	5年 ※	5,500,000円 (税込)

対象物件の詳細は、物件個別明細書をご覧ください。

※賃貸借契約の更新は認めないものとします。

2 本件入札に係る資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本件入札に参加することができない。

- (1) 本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 法人以外の者
- (3) 路外駐車場事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有しない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに類する手続がなされている者
- (6) 本件入札の参加申込みを行う日の属する事業年度の前事業年度決算における貸借対照表において債務超過にあるもの
- (7) 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」をいう。）及び尼崎市税に滞納がある者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (9) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者（前号に該当するものを除く。）に該当する者
- (10) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ア　市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者イ　市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者がその契約を履行することを妨げた者
- エ 本市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- カ 本市との契約により、当該契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないものを本市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 貸付用途

上記「1 対象物件」のとおり

4 貸付期間

- (1) 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。
- (2) 貸付期間には、整地工事及び原状復旧工事等に要する期間を含む。
- (3) 貸付期間の延長及び契約の更新はできない。

5 貸付料

- (1) 本市の設定する最低貸付料（年額）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者の金額を貸付料（年額）とする。
- (2) 貸付料は、本市が指定する方法により、本市の指定する期限までに納付するものとする。なお、納付の時期等の詳細については、借受人決定後に所管課との協議により決定する。
- (3) 貸付期間が1年に満たない期間の貸付料については、貸付料（年額）を365で除して得た額に、日割対象期間の日数を乗じて得た額とする。

6 その他の貸付条件

- (1) 整備工事・維持管理責任
 - ア 現状有姿での引渡しとする。既設の工作物（フェンス、舗装等）の維持管理、補修等は借受人が自己の責任と負担のもとで実施すること。なお、現借受事業者が契約終了後に撤去する機器等については、物件個別明細書を確認すること。
 - イ 周辺フェンスの撤去や取替え、地面の舗装等は必要に応じて借受人が自己の責任と負担のもとで実施すること。また、貸付契約終了時には、借受人が自己の責任と負担のもとで原状復旧すること。
 - ウ 借受人は、自己の責任と負担のもとで貸付地を適正に管理するとともに、自動精算機の金銭管理、メンテナンス等の維持管理を行うこと。

エ 貸付期間中の対象物件の維持管理及び駐車場設備の故障に関する苦情等は借受人が対応すること。また、駐車場設備に故障時等の連絡先を明記すること。

オ 借受人の責めに帰すべき事由により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、借受人においてその損害を賠償すること。

カ 駐車料金の設定及び利用者サービスのための清涼飲料水自動販売機の設置等については、事前に本市と協議すること。

キ その他使用に必要な経費等は全て借受人が負担すること。

ク その他使用について、物件明細書に記載する使用条件を遵守すること。

(2) 権利譲渡等の禁止

本件貸付契約による権利を第三者に譲渡し、又は本件貸付物件を転貸し、若しくは定められた目的以外の目的に使用しないこと

(3) 契約の解除及び変更

本市が契約物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約の条件に違反する行為があると認めるときは、契約を解除し、又は変更することがある。また、本市の承認を得ずに用途を変更することはできない。

(4) 貸付契約の保証

借受人は貸付契約を締結する際に次のいずれかの方法により貸付契約に係る保証をすること。ただし、本市が特にその必要がないと認めるときは、この限りではない。

ア 令和6年において、貸付料（年額）以上の所得を有し、又は固定資産税課税台帳に登録された令和7年度の固定資産評価額が貸付料（年額）以上の不動産を所有している者を連帯保証人にたてること。

イ 貸付料の3か月分に相当する額を契約保証金として納付すること。

ウ 借受人が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約（保証額は、貸付料の3か月分に相当する額）を締結すること。

エ 貸付契約を締結する際に貸付期間全ての貸付料を一括納付すること。

(5) 人権尊重努力義務

借受人は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

7 入札参加申込み等

(1) 申込方法

下記に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、書留等の発送・配達した事実が証明できる方法によること。

(2) 提出書類（各1部）

- ア 入札参加申込書（第1号様式）
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 本件入札の入札参加申込みを行う日の属する事業年度の前事業年度決算における貸借対照表
 - エ 国税に滞納がないことを証する書面（納税証明書その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
 - オ 尼崎市税に未納の税額がないことを証する書面又は市税納付状況確認同意書（尼崎市から尼崎市税に係る課税処分を受けていない法人にあっては、市税納付状況確認同意書に限る。）
 - カ 商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書
 - キ 法人の概要を説明する書類（会社案内のパンフレット等）
 - ク 使用計画書（任意様式。必ず、計画図面（工作物等を含む。）を添付すること。）
- ※ 各証明書は、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに市役所本庁舎に配達されるとを条件とする。

(4) 場所

下記「13 事務局」に掲げる場所

(5) 資格要件、使用計画の審査

入札参加申込みの受付後、提出書類により資格要件及び使用計画内容について審査し、その結果を入札参加申込者へ電子メール又は郵送にて通知する。

(6) 申込みに当たっての注意点

事前に物件の現況や開発行為に係る規制等を十分調査・確認した上で申込みをすること。

8 質疑書の提出

(1) 提出方法

質疑事項を所定の質疑書に記載し、持参、送付又は電子メールで提出すること。

(2) 質疑書に対する回答

適宜、本市のホームページで公開する。

(3) 期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）まで（日曜日等を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに市役所本庁舎に配達されるとを条件とする。

とを条件とする。

(4) 場所

下記「1 3 事務局」に掲げる場所

9 入札及び開札

本件入札は、入札書を指定する期間に郵送又は持参にて受け付ける方法にて実施する。

(1) 入札書の提出手続

ア 本市が指定する様式が印字された洋長3封筒（以下「入札書封入用封筒」という。）に入札書を封入し、郵送による提出を行う場合にあってはそれを別の外封筒（任意）に封入し、郵送又は持参すること。

※様式については、本市のホームページからダウンロードすること。

イ 入札書封入用封筒は、入札書に押印した印影と同一の印影にて、封印すること。

ウ 外封筒には「入札書在中」と朱書きすること。

エ 郵送は、書留等の発送・配達した事実を証明できる方法によること。

(2) 入札書の受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日等を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに市役所本庁舎に配達されることを条件とする。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 入札金額

金額は、年額の貸付料を記入すること。

(5) 入札書の差し替え等の禁止

一度受付をした入札書は、差し替え・返還等には応じない。

(6) 開札日時・場所

令和8年2月17日（火）午前10時

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所中8-3会議室（尼崎市役所本庁舎中館8階）

入札者が立ち会わない場合は、本件入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせる。

(7) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者がしたもの

イ 委任状を提出せずに代理人がしたもの

ウ 指定した期間内に提出されなかつたもの

エ 所定の入札書及び入札書封入用封筒によらないもの

オ 入札金額が最低貸付料（年額）未満の額のもの

カ 入札者又はその代理人の記名押印がないもの

キ 申込書の申込者印と異なる印鑑を押印したもの

- ク 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印したもの
- ケ 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部のもの
- コ 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方のもの
- サ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- シ 入札金額が訂正されたもの
- ス 談合その他不正の行為があったと認められるもの
- セ その他本件入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの
- ソ 入札金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの
- タ 入札金額の直前に円記号が記載されていないもの
- チ その他本件入札に関する条件に違反したもの

(8) 落札者の決定

落札者の決定は、本市が設定する最低貸付料（年額）以上でかつ、最高金額をもつて有効な入札をした者とする。

ただし、当該者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより落札者を決定する。

当該者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（本件入札事務に関係のない職員）が入札者にかわってくじを引き、落札者を決定する。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできない。また、くじ引きを辞退することはできない。

落札者の決定後、入札参加資格なく入札していたことが判明した場合その他当該落札者の入札が無効であったことが判明したときは、次点者を落札者とする。その場合の貸付料は、次点者が入札した金額とする。

落札者に決定したにもかかわらず貸付契約の締結を辞退した者については、それにより本市に生じた損害について賠償請求する場合がある。

(9) 入札結果の公表

入札結果については、下記「13事務局」に掲げる場所において閲覧できる。

また、入札者数、落札者名及び決定金額については本市ホームページにて公表する。

(10) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は各期日を延期することがある。

10 貸付契約の手続

落札者は、公有財産貸付申請書（本市指定様式）を速やかに提出すること。なお、貸付契約は入札参加申込書に記載された名義で行う。

1 1 落札者の決定の取消し

次の場合は落札者の決定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なくして、別途指定する期日までに契約の手続に応じなかった場合
- (2) 落札者が契約締結時までに入札参加資格を失った場合

1 2 その他

- (1) 貸付契約の手続に関する一切の費用については落札者の負担とする。
- (2) 本要領及び賃貸借契約書に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市契約規則、尼崎市公有財産規則等の関連諸法令の定めるところにより処理する。
- (3) 提出された書類は返却しない。

1 3 事務局（提出先及び問合せ先）

尼崎市役所 資産統括局 財務部 公有財産課

〒660-8501

住所：尼崎市東七松町1丁目23番1号（本庁舎北館4階）

電話：06-6489-6230

メール：ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：飯田、中井

手続スケジュール

項目	日時	実施要領該当箇所
入札参加申込期間	令和8年1月5日（月）から 1月23日（金）まで	P 3～P 4 「7 入札参加申込み等」
質疑書受付期間	令和8年1月5日（月）から 1月16日（金）まで	P 4～P 5 「8 質疑書の提出」
入札書受付期間	令和8年2月9日（月）から 2月16日（月）まで	P 5～P 6 「9 入札及び開札」
開札日時	令和8年2月17日（火） 午前10時	P 5～P 6 「9 入札及び開札」
賃貸借契約の手続	令和8年2月17日（火）以降順 次	
賃貸借の開始	令和8年4月1日（水）	

物件個別明細書 武庫川町1丁目駐車場

【担当：河港課06-6489-6498（池内）】

所在地	面積(m ²)	使用用途の指定	貸付期間	最低貸付料額(税込)
尼崎市武庫川町 1丁目42番の一部	1,238.76	時間貸し 平面路外駐車場	令和8年4月1 日から令和13年 3月31日まで	年額4,356,000円

使用条件

- (1) 現状有姿のままの取引とします。
現借受事業者が契約終了後に撤去する機器等については、別表のとおりです。
機器等の引継ぎについては、事業者間で協議の上速やかに実施してください。
- (2) 駐車料金は借受事業者において原則、自由設定としますが、事前に市へ報告し承諾を得てください。
- (3) 年に1回駐車台数等、運営状況の報告をしてください。報告時期については別途協議します。
- (4) 自動販売機の設置については、事前に河港課と協議してください。
- (5) 敷地内下に下水施設及び道路排水施設があるため、点検・維持管理や陥没等に伴う掘削工事を行う場合があります。その際には工事範囲が一時的に使用不可となり、借受事業者は当該工事についての本市の指示に従い、速やかに対応してください。
なお、借受事業者は当該事由により損害を被ったとしても、本市は一切の責任を負わないものとします。

(参考) これまでの駐車場利用実績（39台収容）

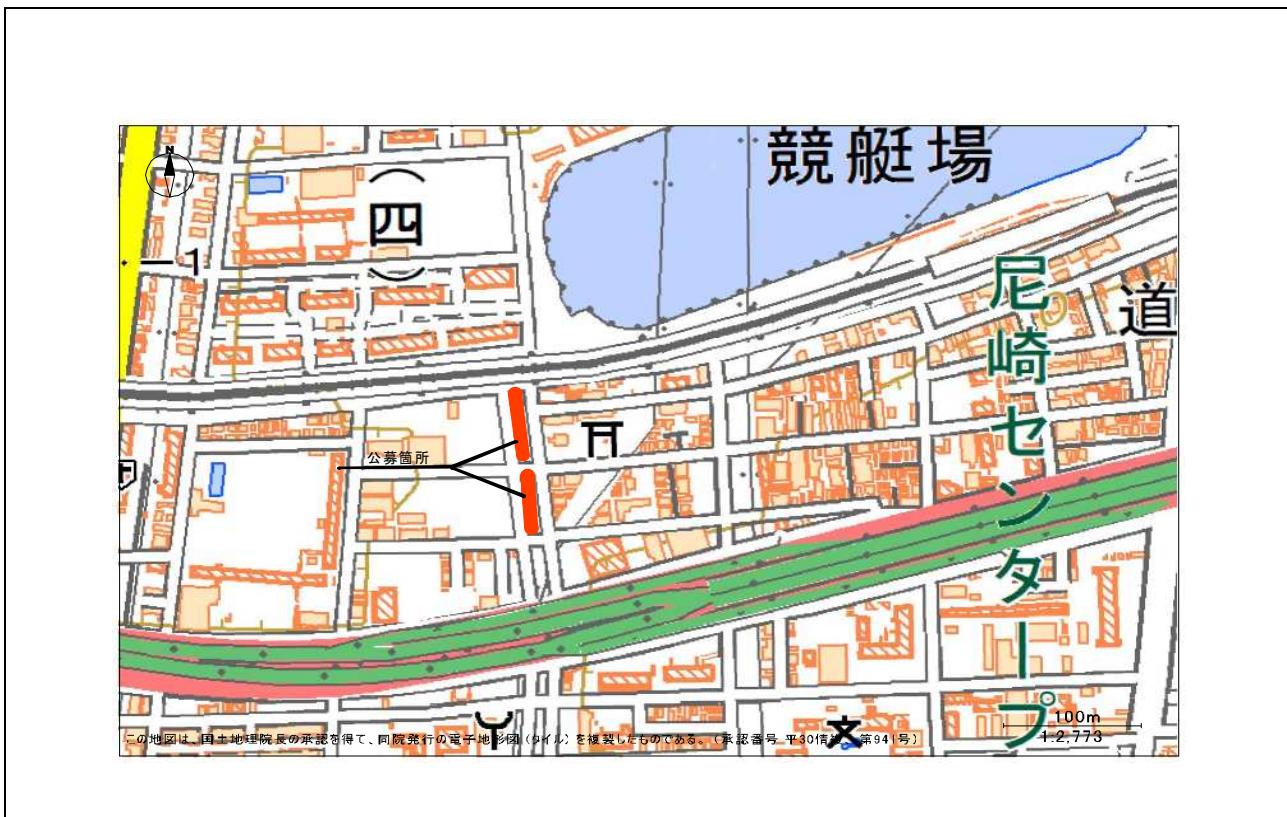
暦年	利用実績
令和4年	16, 396台
令和5年	17, 382台
令和6年	19, 168台
令和7年（8月まで）	13, 752台

別表

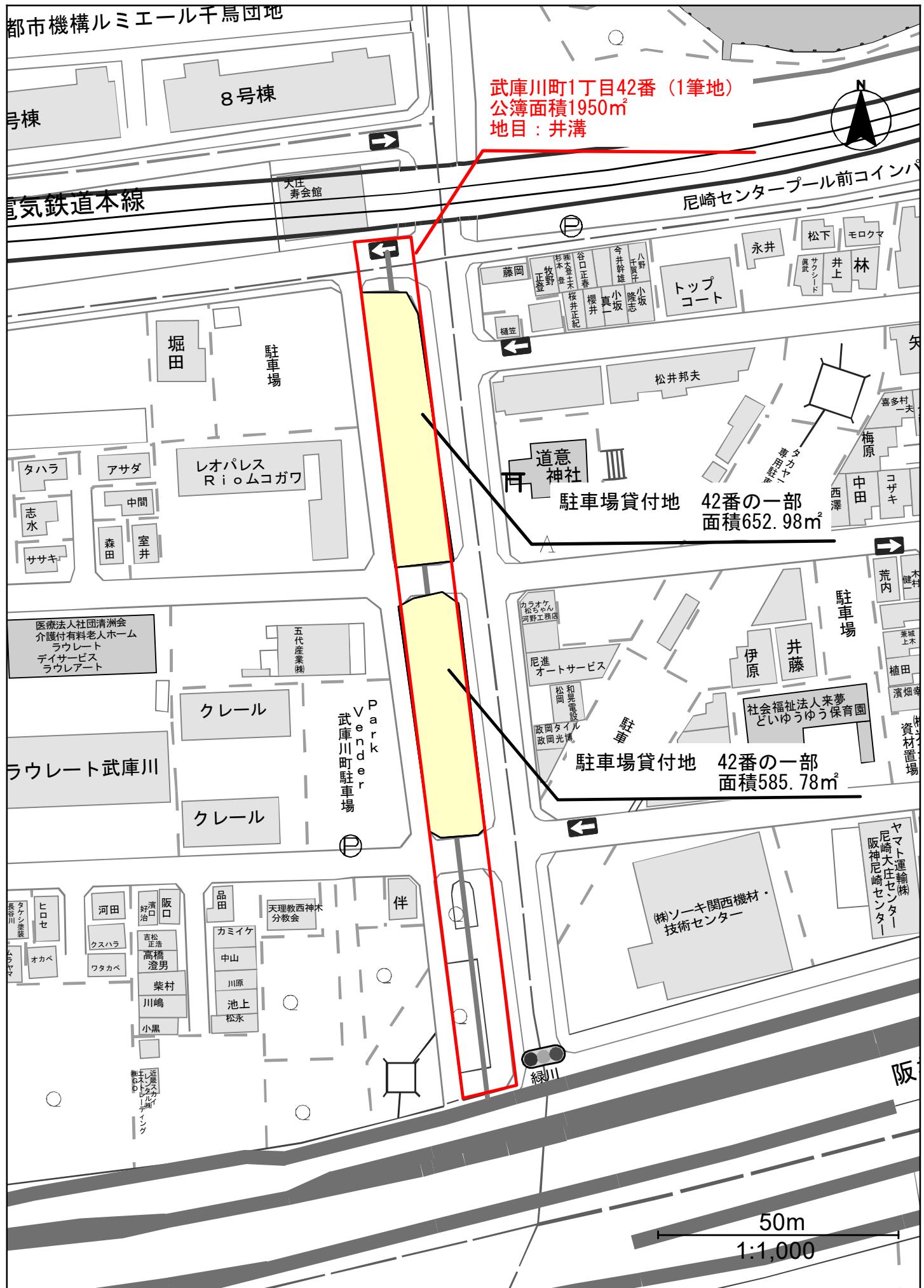
撤去機器等一覧

	機器等名	数量
1	集中精算機	2台
2	満空表示付き内照式看板	2台
3	料金等案内看板	2台
4	歩行者通行注意看板	1枚
5	照明用ポール	2本
6	LED照明	4台
7	一次電源(引込柱・分電盤)	2式
8	防水コンセント	2個
9	Iバリカ一	1本
10	ロック板	39台
11	車止め	39本
12	自動販売機	2台

(位置図)



土地所在図（武庫川町1丁目42番）



土 地 貸 貸 借 契 約 書 (案)

令和〇年〇〇月〇〇日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松 本 真 

(乙) ○○市○○町○丁目○番○号

○○○○

○ ○ ○ ○ 

駐車場用地一時貸付賃貸借について、尼崎市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

(主記)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

本件土地の表示

所在地番 尼崎市武庫川町1丁目42番の一部

地 目 井溝

全体面積 1, 950. 00 m²

貸付面積 1, 238. 76 m²

(賃貸借期間)

第2条 本件土地の賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(使用用途)

第3条 乙は、本件土地を専ら時間貸しの平面路外駐車場用地に供するものとする。

2 乙は、前項に定める指定用途に供した後、前条に定める賃貸借期間内にその用途を変更又は廃止してはならない。ただし、事前に書面により甲に申し出て、甲から書面による承認を得たときは、この限りでない。

(駐車料金)

第4条 乙は、駐車場事業を行うに当たり、利用者から徴収する駐車料金の額を決定し、又は変更する場合は、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(貸付料)

第5条 乙は、本件土地の年額の貸付料として、金○○○, ○○○円（うち消費税額等○, ○○○円）を甲に支払う。ただし、1年に満たない場合における貸付料の額は、日割計算とし、年額の貸付料を365日で除して得た額に日割対象期間の日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、本件土地周辺の土地の価格の変動、その他経済情勢の著しい変動等により貸付料が不相当となったときは、貸付料の改定を請求することができる。

(貸付料の納付方法及び納付期限等)

第6条 乙は、前条に定める貸付料を、毎年度次に定めるとおり、甲が発行する納付書により甲が指定するところに納付しなければならない。ただし、納付期限の当日が日曜日等金融機関の休業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日とする。

期別	貸付料	納付期限
1期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の5月末日
2期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の8月末日
3期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の11月末日
4期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の2月末日

2 乙は、前項に定める納付期限までに納付すべき貸付料を納付しなかったときは、その納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、その納付すべき貸付料に年利率14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として、甲が発行する納付書により甲が指定するところに、甲が発送してから30日以内に納付しなければならない。

3 前項に定める遅延損害金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間においても365日当たりの割合とする。

(保証金)

第7条 乙は、甲に対し、この契約上生じる乙の甲に対する債務履行を担保するため、保証金として金〇〇〇, 〇〇〇円（貸付料の〇か月分相当）を、甲が発行する納付書により甲が指定する期日までに納付しなければならない。

2 甲は、前項に定める保証金の額が、貸付料の増額改定等により担保不足になったときは、乙に対し、保証金の額の増額改定を請求することができる。

3 甲は、第23条の規定により乙から本件土地の返還を受けた後、乙に第1項に定める保証金を返還するものとする。ただし、乙において貸付料の未払その他の債務不履行（以下「債務不履行」という。）があるときは、甲は、保証金から債務不履行による損害賠償金（前条第2項に規定する遅延損害金を含む。）の額を控除することができる。

4 甲は、前項に定める債務不履行の額が第1項に定める保証金の額を超えるときは、乙に対して、その超える金額を請求することができる。

5 乙は、第1項に定める保証金をもって、貸付料その他のこの契約に基づく債務の弁済に充当することを主張することはできない。

6 第1項に定める保証金には利息を付さない。

7 乙は、第1項に定める保証金に関する権利について、第三者への譲渡又は質権等の権利設定をしてはならない。

(本件土地の引き渡し)

第8条 甲は、令和〇年〇月〇日までに、乙に本件土地を引き渡すものとする。

(担保責任)

第9条 乙は、この契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件土地に関して契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対し、履行の追完の請求、代金の減額請

求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本件土地に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

ただし、事前に書面により甲に申し出て、甲から書面による承認を得たときは、この限りでない。

(本件土地上の乙の権利)

第11条 この契約に定めるもののほか、乙は、本件土地上に借地権、地上権、営業権等、名義の如何を問わず一切の権利を有しない。

(承認事項)

第12条 乙は、次のいずれかの行為をしようとするときは、事前にその旨を書面により甲に申し出て、甲から書面による承認を得なければならない。

- (1) 本件土地の現状変更
- (2) 工作物の設置又は増設若しくは改設
- (3) 乙が所有する工作物の第三者への譲渡又は第三者に対する権利の設定
- (4) 乙が所有する工作物の第三者への貸付

(届出事項)

第13条 乙は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称の変更をしたとき。
- (2) 解散、合併その他の変動があったとき。

(法令の遵守)

第14条 乙は、関係法令（尼崎市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

第15条 乙は、電波障害、騒音、風害、日照阻害等について、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(近隣住民等との協議等)

第16条 乙は、必要に応じて近隣住民との協議、調整等を自らの責任で行うとともに、十分な注意をもって本件土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(管理義務)

第17条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、本件土地を管理しなければならない。

- 2 乙は、駐車場事業に係る全ての事項について責めに任ずるものとし、甲は、一切の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、甲が駐車場事業の実施に伴い必要な事項として乙に通知した事項及び別に定める使用条件の内容を遵守しなければならない。
- 4 乙は、駐車場事業の実施に当たっては、近隣の調和のとれた運営を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第18条 乙は、駐車場事業の実施により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合にお

いては、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償しなければならない。

(報告等の義務)

第19条 乙は、甲の求めに応じ、本件土地の使用状況及び乙の財務状況について、必要な報告若しくは資料の提供をし、又は隨時実地に立入調査を行わせなければならない。

2 乙は、正当な理由なくして、前項の報告若しくは資料の提出を怠り、若しくは拒み、又は甲の立入調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(使用上の経費の負担)

第20条 乙は、本件土地の維持管理に要する費用その他本件土地の使用に関し要する費用一切を負担するものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて乙に催告したうえで、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、本件土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、書面による甲の承認を得ないで、第3条第1項に定める指定用途以外に本件土地を使用したとき又はその恐れがあると甲が認めたとき。
- (3) 乙が、破産、民事再生の申立て又は解散等があり、かつ、これによりこの契約に規定する義務を乙が履行することができないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約に規定する義務を履行せず、この契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わないものとする。

(乙の解約権)

第22条 乙は、甲に対して貸付料の3か月に相当する額を支払い、又は3か月前に書面により申し出ることにより、第2条に定める賃貸借期間内であってもこの契約を解約することができる。

(土地の返還)

第23条 乙は、次の各号に定める日までに、本件土地を自己負担のもと原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 第2条に定める賃貸借期間を満了する日
- (2) 甲が第21条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、甲が指定する日
- (3) 乙が前条の規定によりこの契約を解約したときは、甲が指定する日

2 乙は、前項の場合において、その実施する土地の返還に係る工事完了の検査に甲を立ち会わさなければならない。

(損害賠償)

第24条 乙は、この契約に違反し、甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を甲に賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、第2条に定める賃貸借期間を満了した場合、第21条第1項の規定によりこの契約が解除された場合又は第22条の規定によりこの契約を解約した場合において、その賃貸借期間中に自ら本件土地に投じた有益費等があつても、これらの償還又は買取を一切甲に請求しないものとする。

(金銭債権の相殺)

第26条 乙が甲に対して金銭債権を有する場合において、甲が乙に対して金銭債権を有するときは、甲は、これらの金銭債権について相殺することができる。

2 前項の場合において、乙が甲に対して有する金銭債権の総額が、甲が乙に対して有する金銭債権の総額に満たないときは、同項の規定による相殺の充当の順序は、甲が指定する。

3 前項の場合において、甲が第1項の規定による相殺の意思表示をしたときは、乙は、速やかに、その相殺後の残額を甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第27条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

(容認事項)

第28条 乙は、別記「容認事項」を確認及び承諾のうえ、本件土地を借り受けるものとし、容認事項について甲に対し、是正措置、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(特約の適用)

第29条 甲及び乙は、この契約に別紙「暴力団排除に関する特約」の適用があることに同意する。

(人権尊重努力義務)

第30条 乙は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(令和2年尼崎市条例第3号)に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(管轄裁判所)

第31条 この契約に関する紛争については、本件土地の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第32条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(尼崎市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、甲、乙双方協議のうえ、これを処理するものとする。

(信義誠実の義務)

第33条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以 上

(別記)

容認事項

- 1 本件土地の中には尼崎市公共下水道管渠が埋設されており（敷地の東西方向の中央部分を南北方向に縦断している。）また、地上部分には当該下水道に係るマンホール及び桿が設置されています。そのため本件土地の使用に当たっては仮設を含め建物設置及び当該下水道施設に支障となる工作物の設置を認めません。
- 2 借受人は、敷地の整備工事、使用に当たって事前に公営企業局上下水道部下水道建設課と協議を行ってください。
- 3 借受人は、当該下水道施設の維持管理等のため市職員等が本件土地に常時出入可能な状態にしてください。
- 4 市は、当該下水道施設の工事等のため必要なときは、貸付地に対し、部分的又は一時に使用制限をかける場合があります。この場合、市は原則、使用制限の程度に応じて貸付料の調整を検討しますが、損失補償はしません。
- 5 契約終了後には原状復旧（街渠の設置）を行うことを原則とします。その方法については所管課との協議の上決定します。
- 6 本件土地は、2区画で構成されています。1区画のみの貸付は認めません。
- 7 本件土地は、土壤汚染状況調査、地下埋設物調査及び地盤調査は行っていません。借受人が土地利用に当たって土壤汚染、地下埋設物等を発見した場合は、借受人の責任と負担の下で必要な措置を講じてください。なお、甲の責任は第9条のとおりとします。

(別紙)

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

2 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団（条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求を受けたときには、甲に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならぬ。

(役員等に関する情報提供)

3 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

4 甲は、乙から提供された情報を警察署長に提供することができる。

5 甲は、乙が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聞くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

6 甲は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。）に提供することができる。

(甲の解除権)

7 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、この契約書（甲の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。

(1) 乙が暴力団等であることが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う措置)

8 前項の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。

9 乙がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）の条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べることができない。

(乙からの協力要請)

10 乙は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

(以上)

物件個別明細書 尼崎市モーターボート競走場駐車場

【担当:ボートレース施設課06-6419-3181(谷口)】

	所在地	面積(m ²)	指定用途	貸付期間	最低貸付料額(税込)
西駐車場	尼崎市水明町199 番1の一部	2,300	時間貸し等の平面 路外駐車場	<u>5年</u>	年額5,500,000円
南駐車場		3,092			

貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

使用条件

- (1) 現状有姿のままの取引とします。
現借受事業者が契約終了後に撤去する機器等については、別表1のとおりです。また、本市の所有する機器については別紙2のとおりです。
機器等の引継ぎについては、事業者間で協議の上速やかに実施してください。
- (2) 営業は年中無休の24時間営業とし、駐車料金の精算は、全自動料金精算機により行ってください。
- (3) 尼崎市モーターボート競走場のレース開催日は年間で186日です。これ以外に他場のレース販売のみの開場も年数日ある年度があります。
- (4) 西駐車料金の駐車料金は、平日のレース開催日及び土日祝の場外のみの開催日の午前8時から午後6時までは、1回の利用につき1,300円、土日祝のレース開催日は1,500円で設定してください。これ以外の駐車料金は借受事業者において原則、自由設定としますが、事前に市へ報告し承諾を得てください。
- (5) 料金等の看板の設置場所は定めておりませんので、本市と調整の上行ってください。
- (6) 本市が認めた車両については、駐車料金の免除を行いますので、駐車場無料券(月100枚程度)を、さらに南駐車場においては、外向発売所(サンプルピア)等の運営に伴う車両の入出庫のため、パスカード(3枚)を無償提供してください。
- (7) 駐車場利用者のトラブル等発生時には、借受事業者(グループ会社を含む)と駐車場利用者が24時間直接連絡できるようにしてください。また、遠隔操作によるゲート開放ができ、スムーズな入出庫ができるようにしてください。
- (8) 西駐車場は人家と隣接しています。車両のライト及び排気ガス等に関して苦情があった場合は対策を講じてください。
- (9) 西駐車場に関して既に開発指導課と協議済みであり、「尼崎市の環境を守る条例」は適用外となります。
駐車場法に基づく路外駐車場設置及び届出に関して本市より必要資料を提供します。
- (10) 各駐車場における植栽の維持管理は本市にて行います。
- (11) 競走場内には子供の遊び場としてモービイ尼崎を営業しています。年間250日程度(1日の最大利用台数:26台程度)の営業であり、当該施設を利用した場合、ボートレース開催日のみ(曜日関係なく)、1台

あたり800円の割引を行っていますので割引券の提供をお願いします。

(12) 年に1回駐車台数等、運営状況の報告をしてください。報告時期については別途協議します。

(参考)

○駐車場収容台数及び利用台数

	西駐車場 (収容台数84台)	南駐車場 (収容台数100台)
令和4年度	11, 124台	33, 121台
令和5年度	15, 236台	35, 768台
令和6年度	17, 173台	37, 057台

○尼崎市モーターボート競走場入場者数

	年間入場者数	1日あたり (開催日186日)
令和4年度	401, 992人	2, 161人
令和5年度	423, 179人	2, 275人
令和6年度	400, 931人	2, 155人

別表1

南駐車場機器等撤去内訳

	機器等名	数量
1	駐車券発行機	1台
2	全自動料金精算機(プロテクタ含む)	1台
3	カーゲート	2台
4	バーキャッチャー	2台
5	P看板	1台
6	出庫注意灯	1台
7	案内看板	1台
8	利用約款看板	2台
9	注意事項看板	2台
10	身障者看板	1台
11	場内LED照明	12台

12	場内LED照明用ポール	9本
13	U字バリカ一1m	2本
14	U字バリカ一2m	4本
15	I字バリカ一	3本
16	テント	2台
17	スチール車止め	25本
18	一次側受電設備(ポール／盤)	1台
19	警備設備(カメラ)	1台
20	アスファルト	1式

西駐車場機器等撤去内訳

	機器等名	数量
1	駐車券発行機	1台
2	全自動料金精算機(プロテクタ含む)	1台
3	カーゲート	2台
4	バーキャッチャー	2台
5	P看板(出庫注意灯付)	1台
6	案内看板(イベント表示板含む)両面表示	1台
7	利用規約看板	2台
8	付出看板	1台
9	アイランド	1式
10	場内中継照明用ポール	1本
11	I字バリカ一	5本
12	ポストコーン	3本
13	I字バリカ一	5本
14	一次側受電設備(盤)	1台
15	警備設備(カメラ)	1式

別表2

南駐車場本市所有機器内訳(駐車場東奥より34台分(約1,000m²)

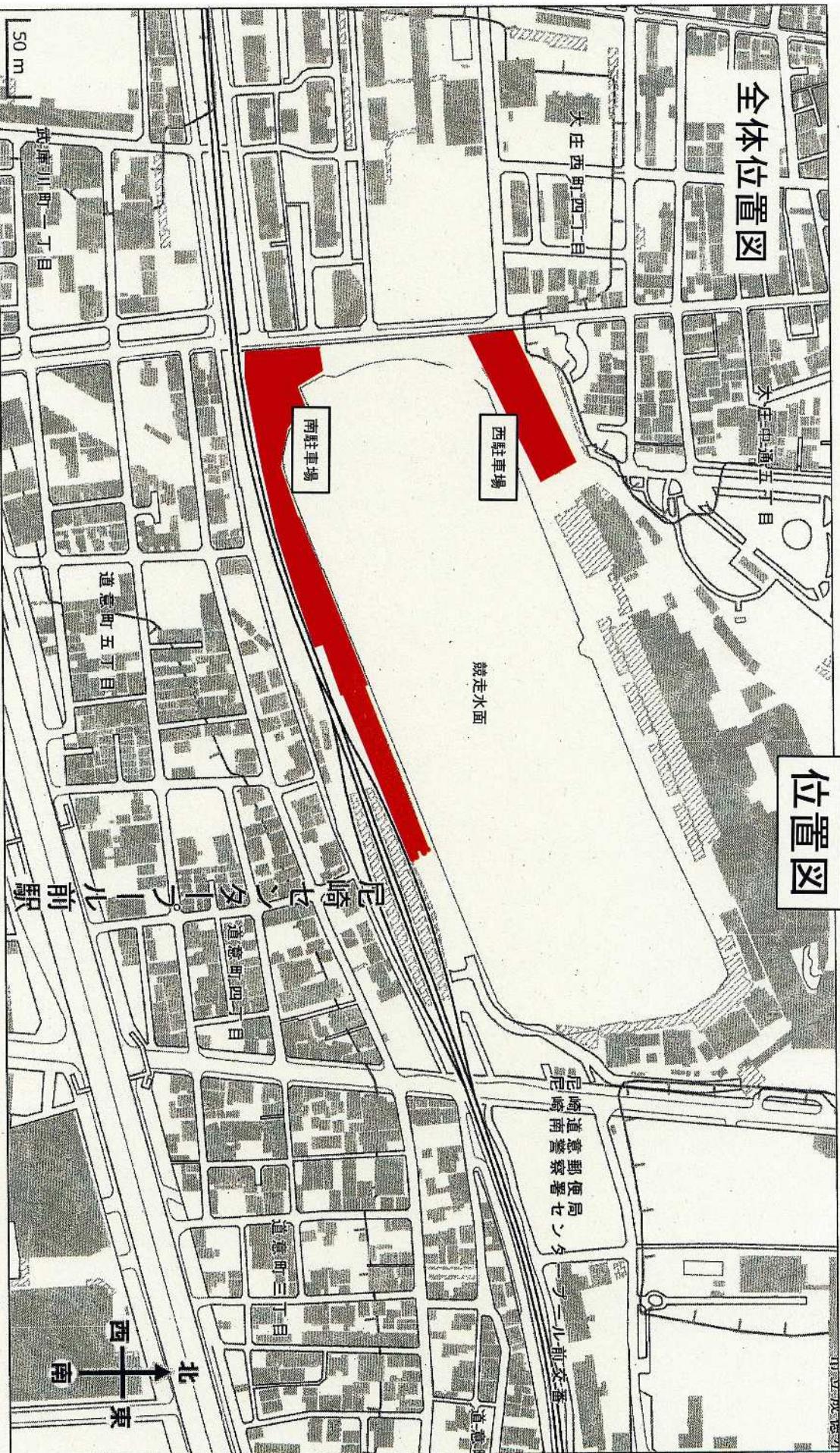
	機器等名	数量
1	場内LED照明	5台
2	場内LED照明用ポール	5台
3	車止め	72本
4	歩道ポール	11本
5	身体障害者標識	4本
6	アスファルト(約1,000m ²)	1式
7	フェンス	1式

西駐車場本市所有機器内訳

	機器等名	数量
1	場内LED照明(90w×2)	5台
2	場内LED照明(90w)	6台
3	場内LED照明(17w)	6台
4	場内LED照明用ポール	5台
5	供給用電源用電力ケーブル(EM-CET22m m ²) (供給電源1Φ3w 100／200v・NFB100.／75A)	1式
6	車止め	168本
7	アスファルト	駐車場範囲全面

全体位置図

位置図

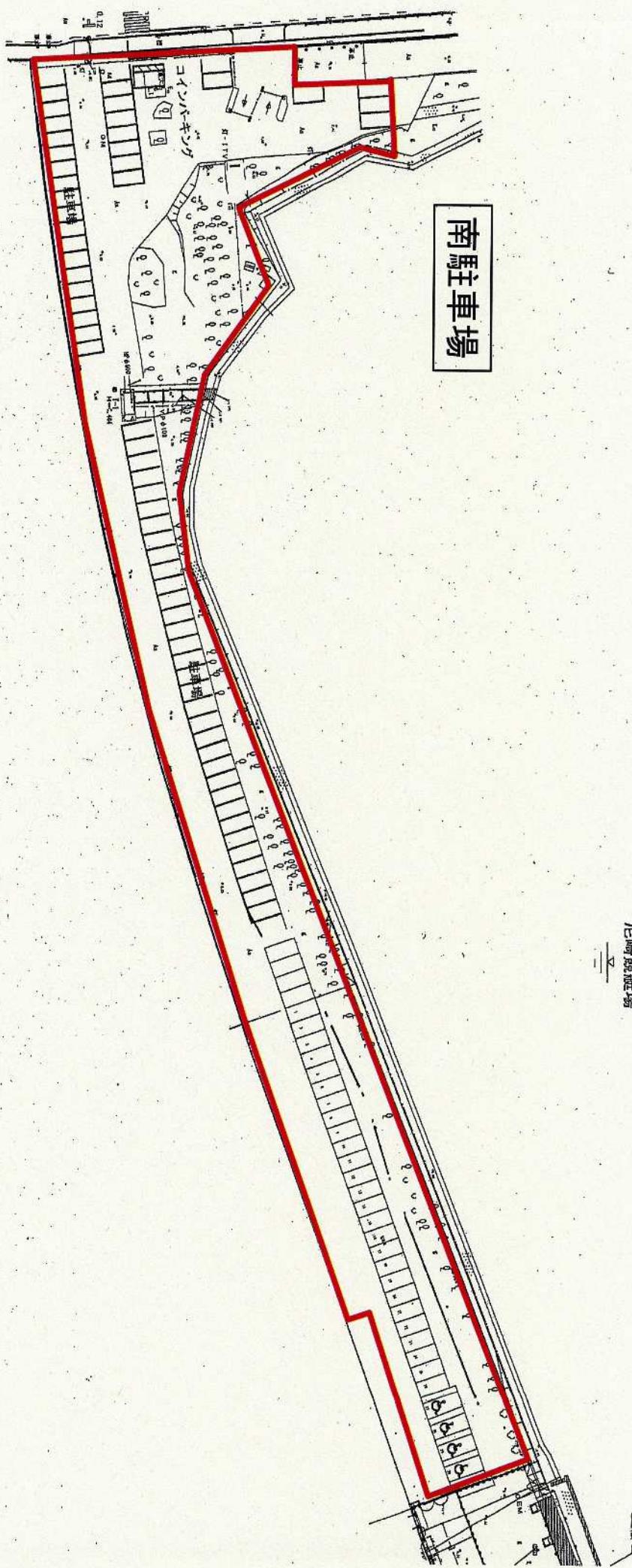


南駐車場

平面図

尼崎競艇場

競走水面



平面図

西駐車場

競走水面

場内

大庄武庫線

馬駐輪場

駐車場用地一時貸付賃貸借契約書（案）

令和〇年〇月〇日

(甲) 尼崎市東七松町2丁目4番16号

尼崎市

代表者 尼崎市公営企業管理者

中川 照文 

(乙) ○○市○○町○丁目○番○号

○○○○

代表者 

○ ○ ○ ○ 

駐車場用地一時貸付賃貸借について、尼崎市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を尼崎競艇場来場者用平面駐車場及び時間貸し等の平面路外駐車場用地として乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

本件土地の表示

(1) 尼崎競艇場西駐車場

所在地目・地番 雜種地・尼崎市水明町199番1の一部

全 体 面 積 100, 408. 77 m²

貸 付 面 積 2, 300. 00 m²

(2) 尼崎競艇場南駐車場

所在地目・地番 雜種地・尼崎市水明町199番1の一部

全 体 面 積 100, 408. 77 m²

貸 付 面 積 3, 092. 00 m²

（賃貸借期間）

第2条 本件土地の賃貸借期間は以下の通りとする。

尼崎競艇場西駐車場 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

尼崎競艇場南駐車場 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 甲は、乙に対し、本件土地を前条に規定する用途に供することに伴い運営する事業（以下「駐車場事業」という。）に必要となる駐車場用機器その他の設備を設置するため、本件土地において相当の期間工事を行うことを認めるものとする。

なお、尼崎競艇場西駐車場については、第1項の貸付期間以前に本件土地において相当の期間工事を行うことを認めるものとする。

（営業開始の確認）

第3条 乙は、前条第2項の工事が完了したときは、遅延なく甲の立会いのもと、工事完了の報告を行い、報告完了後、駐車場事業を開始するものとする。

（指定用途）

第4条 乙は、本件土地を第1条に規定する用途に供し、適正な駐車場事業を行わなければならない。

（駐車料金）

第5条 乙は、駐車場事業を行うに当たり、利用者から徴収する駐車料金の額を決定し、又は変更する場合は、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(貸付料)

第6条 乙は、本件土地の年額の貸付料として、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額等〇, 〇〇〇円）を甲に支払う。ただし、1年に満たない場合は、年額の日割計算とし、1年を365日で除して得た額を面積按分し、日割対象期間の日数を乗じて得た額とする。（円未満切り捨て。）

(貸付料の納付方法及び納付期限等)

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に定めるとおり、甲が発行する納付書により甲が指定するところに納付しなければならない。ただし、納付期限の当日が日曜日等金融機関の休業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日とする。

	貸付料	納付期限
1期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の5月末日
2期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の8月末日
3期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の11月末日
4期分	〇〇〇, 〇〇〇円	各年度の2月末日

2 乙は、前項に定める納付期限までに納付すべき貸付料を納付しなかったときは、その納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、その納付すべき貸付料に年利率14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として、甲が発行する納付書により甲が指定するところに、甲が発送してから30日以内に納付しなければならない。

3 前項に規定する遅延損害金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間においても365日当たりの割合とする。

(担保責任)

第8条 乙は、本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件土地に関して契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対し、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本件土地に関する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(本件土地上の乙の権利)

第10条 この契約に定めるもののほか、乙は、本件土地上に借地権、地上権、営業権等、名義の如何を問はず一切の権利を有しない。

(届出事項)

第11条 乙は、次のいずれかに該当とするときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称の変更をしたとき。
- (2) 解散、合併その他の変動があったとき。

(法令の遵守)

第12条 乙は、関係法令（尼崎市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

第13条 乙は、電波障害、騒音、風害、日照阻害等について、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(管理義務)

- 第14条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、本件土地を管理しなければならない。
- 2 乙は、駐車場事業に係る全ての事項について責めに任ずるものとし、甲は、一切の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、甲が駐車場事業の実施に伴い必要な事項として乙に通知した事項及び別に定める使用条件の内容を遵守しなければならない。
- 4 乙は、駐車場事業の実施に当たっては、近隣の調和のとれた運営を行うとともに、近隣住民の迷惑となるよう、十分に配慮しなければならない。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

- 第15条 乙は、駐車場事業の実施により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合においては、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償しなければならない。

(報告等の義務)

- 第16条 乙は、甲の求めに応じ、本件土地の使用状況及び乙の財務状況について、必要な報告若しくは資料の提供をし、又は隨時実地に立入調査を行わせなければならない。
- 2 乙は、正当な理由なくして、前項の報告若しくは資料の提出を怠り、若しくは拒み、又は甲の立入調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(使用上の経費の負担)

- 第17条 乙は、本件土地の維持管理に要する費用その他本件土地の使用に関し要する費用一切を負担するものとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて乙に催告したうえで、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、本件土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、賃貸借期間中に、相当期間を経過してもなお本件土地において駐車場事業を行わず、又は駐車場事業を中止したとき。
- (3) 乙が、破産、民事再生の申立て又は解散等があり、かつ、これによりこの契約に規定する義務を乙が履行することができないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約に規定する義務を履行せず、この契約の目的を達することができないと認められるとき（第1号を除く。）。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わないものとする。

(乙の解約権)

- 第19条 乙は、甲に対して貸付料の3か月に相当する額を支払い、又は3か月前に書面により申し出ることにより、第2条第1項に定める賃貸借期間内であってもこの契約を解約することができる。

(土地の返還)

- 第20条 乙は、次の各号に定める日までに、本件土地を自己負担のもと更地にし、甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を更地にすることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 第2条第1項に定める賃貸借期間を満了する日
- (2) 甲が第18条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、甲が指定する日

(3) 乙が前条の規定によりこの契約を解約したときは、甲が指定する日
2 乙は、前項の場合において、その実施する土地の返還に係る工事完了の検査に甲を立ち会わさなければならぬ。

(損害賠償)

第21条 乙は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を甲に賠償しなければならない。

- (1) 乙が、この契約に違反し、甲に損害を与えたとき。
 - (2) 第18条第3号の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 甲は、第18条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙に生じた損害があつてもこれを一切補償しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、第2条第1項に定める賃貸借期間を満了した場合又はこの契約が解除された場合において、その賃貸借期間中に自ら本件土地に投じた有益費等があつても、これらを一切甲に請求しないものとする。

(金銭債権の相殺)

第23条 乙が甲に対して金銭債権を有する場合において、甲が乙に対して金銭債権を有するときは、甲は、これらの金銭債権について相殺することができる。

- 2 前項の場合において、乙が甲に対して有する金銭債権の総額が、甲が乙に対して有する金銭債権の総額に満たないときは、同項の規定による相殺の充当の順序は、甲が指定する。
- 3 前項の場合において、甲が第1項の規定による相殺の意思表示をしたときは、乙は、速やかに、その相殺後の残額を甲に支払わなければならない

(費用の負担)

第24条 この契約書に添付する収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

(容認事項)

第25条 乙は、別記「容認事項」を確認及び承諾のうえ、本件土地を借り受けるものとし、容認事項について甲に対し、是正措置、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(特約の適用)

第26条 甲及び乙は、この契約に別紙「暴力団排除に関する特約」の適用があることに同意する。

(人権尊重努力義務)

第27条 乙は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関する紛争については、本件土地の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第29条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙双方協議のうえ、これを処理するものとする。

(信義誠実の義務)

第30条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。
以上

(別記)

容認事項

- 1 この契約の貸付面積は、一つの筆の全て、又は一部を測量したものによる。ただし、今後あらためて分筆に伴い地積測量を実施した場合、その測量結果に則り貸付面積の数値の変更は行うが、貸付料は変更しないものとする。
- 2 本件土地の土壤汚染状況調査、地下埋設物調査及び地盤調査は行っていない。この契約締結後に土壤汚染、地下埋設物等が発見された場合、乙の責任と負担のもとで必要な措置を講じるものとし、甲の責任は第8条のとおりとする。

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 甲及び乙は、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

- 2 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団（条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求を受けたときには、甲に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力をわなければならない。

(役員等に関する情報提供)

- 3 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 4 甲は、乙から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 5 甲は、乙が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聞くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 6 甲は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することができる。

(特約による解除)

- 7 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくこの契約及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 8 前項の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。
- 9 乙がこの契約及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べることができない。

(乙からの協力要請)

- 10 乙は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

以上

※受付番号	
※受付印	

第1号様式（※誓約事項と共に両面印刷をし、ご使用ください。）

(表面)

年 月 日

入札参加申込書

尼崎市長 あて

尼崎市公営企業管理者 あて

駐車場用地の貸付けに係る制限付一般競争入札について、実施要領の各条項を承知の上、次のとおり申し込みます。

(〒
申込者 所在地又は住所

法人名及び代表者名、又は個人名

印

(担当責任者)
所 属
職・氏名
電話 FAX
Eメール

記

対象物件 (所在地番)	
開札立会	<input type="checkbox"/> 立合う <input type="checkbox"/> 立合わない

注1 申込者の印鑑は、印鑑証明書と必ず同一のものを使用してください。

注2 使用計画書（任意様式。計画図面は必須のこと。）を添付してください。

注3 ※印の欄は記入しないでください。

(裏面)

誓約事項

駐車場用地の貸付けに係る制限付一般競争入札の参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 駐車場用地の貸付けに係る制限付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の内容を全て承知しています。
- 2 対象物件の内容、状況を把握しています。
- 3 実施要領における入札参加資格の要件を全て満たしています。
- 4 私が借受人に決定した際は、市が契約相手方（個人の場合を除く。）、契約金額等をホームページに掲載することに同意します。
- 5 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 6 尼崎市長から役員等の氏名その他の上記4に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を尼崎市長に提供します。
- 7 暴力団等から入札物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を尼崎市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
- 8 対象物件への暴力団等の関与を排除するために対象物件に係る契約が解除されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

以上

※整理番号

入札書

尼崎市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

物件番号 ()

入札金額（貸付料年額）

金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり、駐車場用地の貸付けに係る制限付一般競争入札実施要領の内容を承知のうえ、入札します。

年 月 日

入札者

所在地又は住所

法人名及び代表者名

印

(申込者印)

代理人

住 所

氏 名

印

(代理人使用印)

- 注1 金額はアラビア数字（1・2・3…）とし、金額頭部に￥を記載してください。
注2 訂正はできません。記載内容を変更したい場合は新しい用紙を使用してください。
注3 入札者の印鑑は、入札参加申込書の申込印と必ず同一のものを使用してください。
注4 代理人が入札する場合は、入札者の所在地、氏名（印は不要）を記入のうえ、代理
人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
注5 ※印の欄は記入しないでください。

質 疑 書

年 月 日

法人所在地又は住所	
法人名及び代表者名又は個人名	
所属部署	担当者名
電話番号	FAX 番号
電子メールアドレス	

対象物件
質疑内容

※ 質疑書の提出は、令和 8 年 1 月 16 日（金）までに公有財産課へ持参、送付又は電子メール（ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp）のいずれかによるものとします。質疑内容及び回答については個人情報箇所を削除して適宜、市のホームページで公開します。

※整理番号

委任状

私は、今回入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

駐車場用地の貸付けについての制限付一般競争入札

2 代理人

住 所

氏 名

代理人使用印

3 委任者（申込者）

所在地又は住所

法人名及び代表者名、又は個人名

委任者印

市税納付状況等確認同意書（法人用）

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

申請者		
本社	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	電話番号	
受任者 (受任者を置かない 場合は記入不要)	支店・営業所名	
	受任者職氏名	
	所在地	
	電話番号	

市有地の貸付けに係る制限付一般競争入札に係る入札の参加申込みに当たり、尼崎市税の納付状況を尼崎市長が調査することについて、同意します。